

障害者虐待の未然防止・ 早期発見について

障害者の権利及び利益の擁護のため、平成24年10月より、障害者虐待防止法が施行されています。

目的 法の名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。
 - ①**身体的虐待** (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②**放棄・放置** (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③**心理的虐待** (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④**性的虐待** (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤**経済的虐待** (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

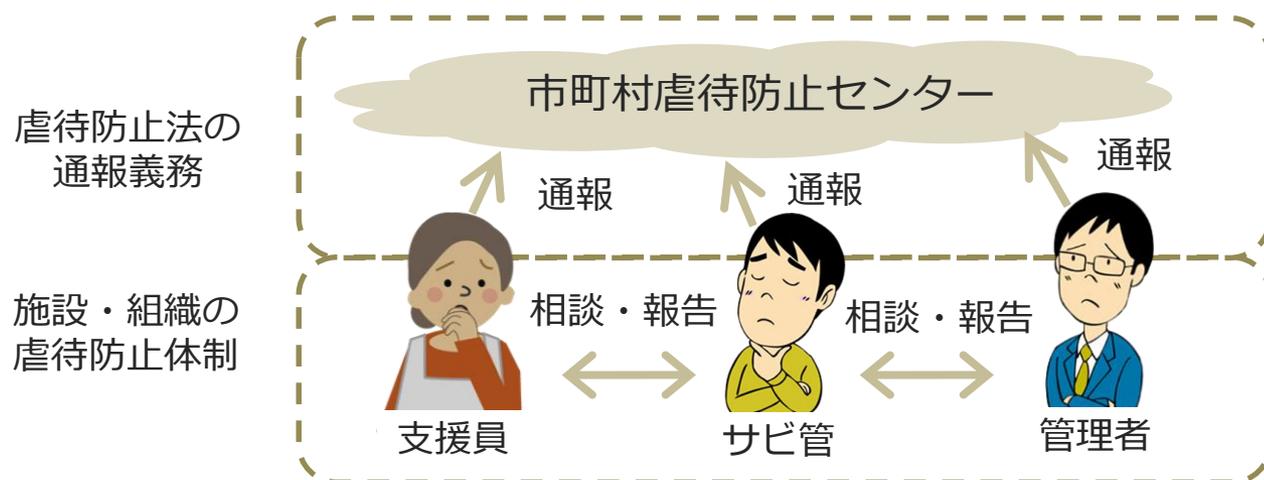
各事業所において、虐待の未然防止に取り組んでください。また、この法律では、虐待を受けた疑いがある障害者を発見した人に、通報する義務を定めています。発見した場合は、必ず通報してください。

原理：何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない

通報義務：障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村（又は都道府県）に通報しなければならない」

→ 通報段階で虐待であるかどうかを確定する必要はない

早期発見：障害者福祉施設従業者等、学校の教職員、医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない

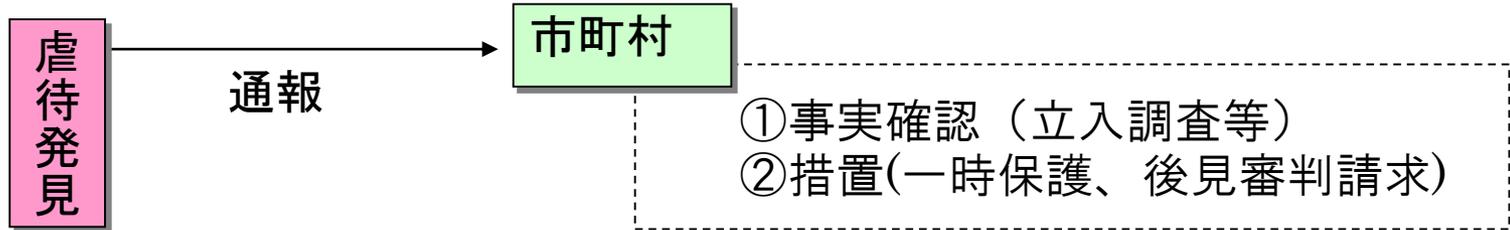


法遵守ならびに施設・組織の虐待防止体制が十分なら速やかに管理者から通報！

障害者虐待防止法における通報・報告のスキーム

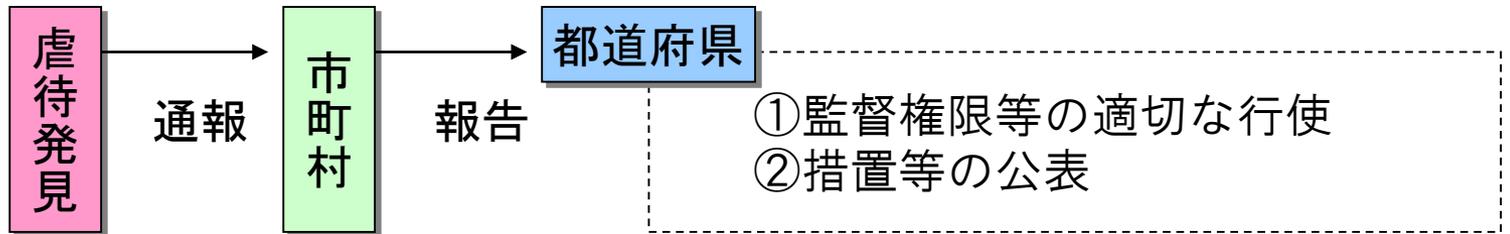
養護者による障害者虐待

[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保



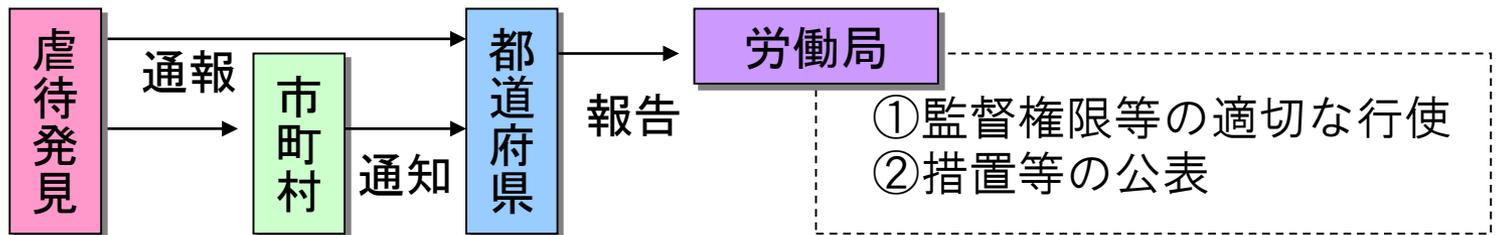
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

[設置者等の責務]虐待防止のための措置の実施

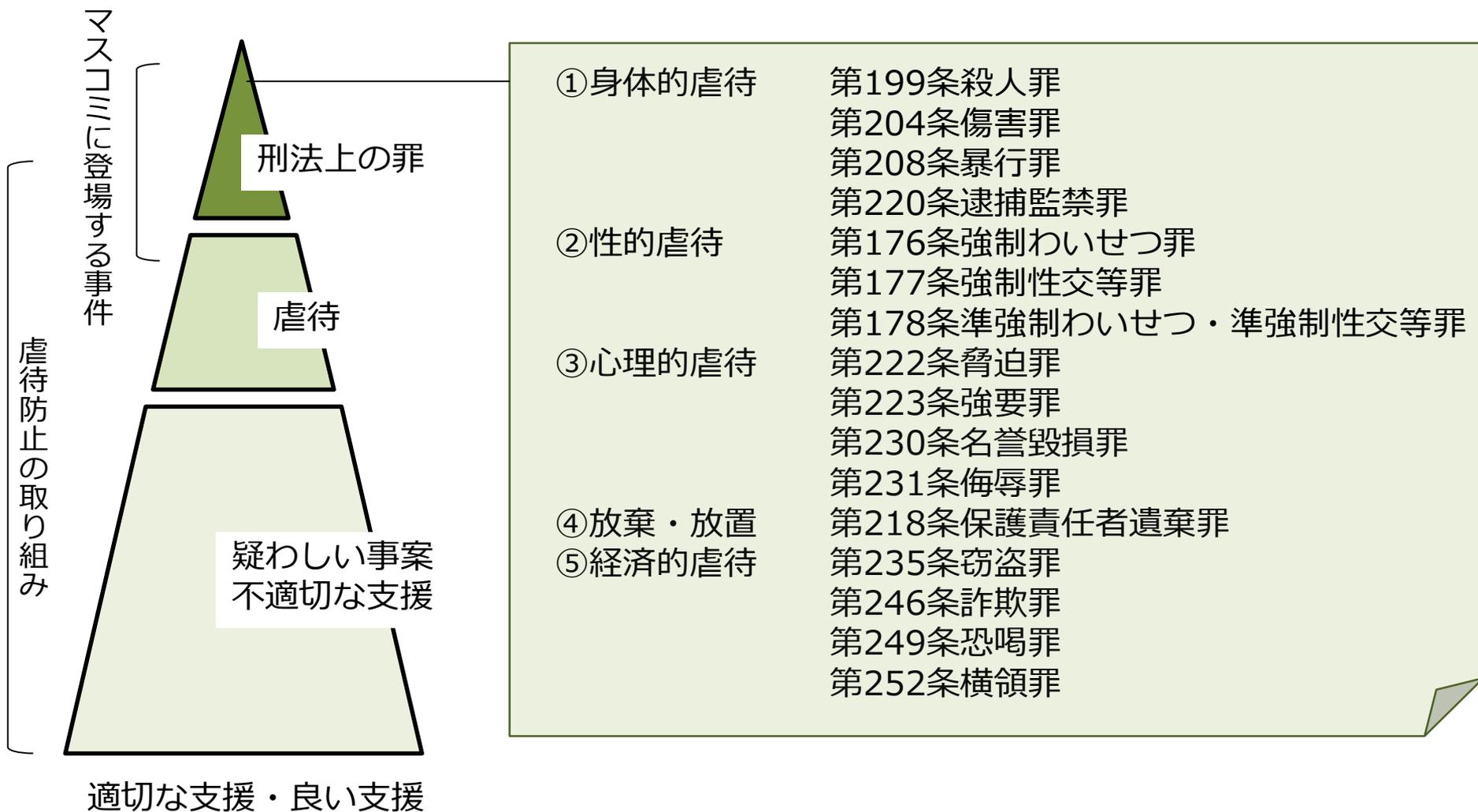


使用者による障害者虐待

[事業主の責務]虐待防止等のための措置の実施



この法律は、小さな芽の段階（疑わしい事案、不適切な支援）で事態を発見し、重大な事件になる前に適切な対応を講じることで、障害者の尊厳を守ることを目的としています。早期発見、早期対応をお願いします。



県運営基準条例の改正により、令和4年4月から、全てのサービス事業者において、従業者への研修の実施、虐待防止委員会の設置等が義務化（令和3年度は努力義務）

〔令和3年度〕

- ① 従業者への研修実施（**努力義務**）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会（注）を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**努力義務**）
- ③ 虐待の防止等のための担当者の配置（**努力義務**）

〔令和4年度～〕

- ① 従業者への研修実施（**義務化**）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会（注）を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化**）
- ③ 虐待の防止等のための責任者（サービス提供責任者等）の配置（**義務化**）

（注）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 具体的な取扱いは、各サービスに係る解釈通知の「**運営規定に係る虐待の防止のための措置に関する事項**」及び「**虐待の防止（虐待等の禁止）**」の項を参照

【解釈通知】

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定障害福祉サービスの事業等**の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号 令和3年3月30日障発0330第3号改正現在)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定障害者支援施設等**の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号 令和3年3月30日障発0330第3号改正現在)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定地域相談支援の事業**の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第21号 令和3年3月30日障発0330第21号改正現在)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定計画相談支援の事業**の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号 令和3年3月30日障発0330第3号改正現在)
- ・児童福祉法に基づく**指定通所支援の事業等**の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号 令和3年3月30日障発0330第3号改正現在)
- ・児童福祉法に基づく**指定障害児入所施設等**の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号 令和3年3月30日障発0330第3号改正現在)
- ・児童福祉法に基づく**指定障害児相談支援の事業**の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第23号 令和3年3月30日障発0330第3号改正現在)

事業所における虐待防止委員会の設置例

虐待防止委員会

委員長：管理者

委員：虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定
- ・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括
- ・他の施設との連携 等

各部署・事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

各部署

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

各部署・事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

厚生労働省の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を参考に、虐待防止の一層の取組をお願いします。また、毎年開催する県の虐待防止研修にもご参加ください。

障害者福祉施設等における
障害者虐待防止と対応の手引き

令和4年4月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

※令和4年4月に改訂されました。

《主な改訂のポイント》

- ・ 令和4年度から障害福祉サービス事業所等に義務化された虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の配置、研修の実施等を含む、改正後の運営基準を記載(P16～)
- ・ 令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」について記載(P28)
- ・ 令和3年度の報酬改定を踏まえ、身体拘束等の適正化の更なる推進のため運営基準等の改定内容や身体拘束廃止未実施減算に対象サービスに訪問系サービスを追加した旨を記載(P37～)

【厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」掲載URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

障害者虐待防止の一番の道は、誠実な事業所の
運営と支援の質の向上です。
平素から、これらに努めていただきますようお願い
いたします。